

## 愛西市条例第 29 号

### 愛西市企業立地促進条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、本市の指定区域内において事業所の新設を行う企業に対し奨励措置を講ずることにより、企業の立地の促進並びに市民の雇用機会の創出及び拡大を図り、もって本市の産業の振興及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 市内において規則で定める区域をいう。
- (2) 企業 営利の目的をもって規則で定める事業を営む者をいう。
- (3) 事業所 企業がその事業の用に直接供するための施設及びこれに附帯した関連施設をいう。
- (4) 新設 指定区域内に事業所を有しない企業が指定区域内に新たに事業所を建築の上設置すること、又は指定区域内に事業所を有する企業が指定区域内の既存の事業所とは別の敷地に事業所を建築の上設置することをいう。
- (5) 常用従業員 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者である従業員（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）第 2 条に規定する短時間労働者を除く。）をいう。
- (6) 新規常用従業員 常用従業員のうち、新設の事業所に係る土地の取得日又は賃貸借契約日（以下「土地の取得日等」という。）から当該事業所の操業を開始する日（以下「操業日」という。）までに当該事業所に新たに雇用された者（雇用された日から継続して市内に住所を有する者に限る。）をいう。

(7) 雇用基準日 新設の事業所の操業日から起算して1年を経過した日をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、企業に対し、この条例の目的を達成するため、予算の範囲内において、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

(1) 立地促進奨励金の交付

(2) 雇用促進奨励金の交付

(立地促進奨励金)

第4条 前条第1号の立地促進奨励金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業に対し、交付するものとする。

(1) 指定区域内において事業所の新設を行うもの

(2) 土地の取得日等から3年以内に操業を開始するもの

2 立地促進奨励金の額は、新設の事業所の操業日後に当該事業所に係る固定資産税を最初に課することとなった年度から3年間における各年度の固定資産税（家屋及び償却資産に課するものをいう。）に相当する額とする。

3 立地促進奨励金は、前項に規定する各年度の額を当該各年度の翌年度に交付するものとする。

(雇用促進奨励金)

第5条 第3条第2号の雇用促進奨励金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する企業に対し、交付するものとする。

(1) 立地促進奨励金の交付を受けるもの

(2) 新規常用従業員を雇用し、操業日後1年以上継続して雇用したものの

2 雇用促進奨励金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 新規常用従業員のうち、雇用基準日まで継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額（その額が1,200万円を超えるときは、1,200万円）

(2) 雇用基準日まで継続して雇用した新規常用従業員のうち、雇用基

準日から1年以上継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額（その額が1,200万円を超えるときは、1,200万円）

3 雇用促進奨励金は、当該事業所の操業日から2年間を交付対象期間とし、次に掲げる時期に交付するものとする。

(1) 前項第1号に該当する時期 雇用基準日の属する年度の翌年度

(2) 前項第2号に該当する時期 雇用基準日の属する年度の翌々年度  
(適用申請)

第6条 第3条に規定する奨励措置を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、奨励措置の適否を決定するものとする。

(交付申請)

第7条 前条第2項に規定する奨励措置の適用を受けた企業（以下「適用企業」という。）は、適用を受けた奨励措置の奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、適用企業に奨励金の交付を決定するものとする。

(届出)

第8条 適用企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の新設の工事に着手したとき。

(2) 事業所の新設の工事が完了したとき。

(3) 新設の事業所が操業を開始したとき。

(4) 第6条第1項に規定する適用申請の内容又は前条第1項に規定する交付申請の内容に変更があったとき。

(5) 新設の事業所を操業日から10年以内に著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 奨励金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第10条 適用企業に相続、譲渡、合併等の変更が生じたときは、当該適用企業に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、規則で定めるところにより市長の承認を受け、当該適用企業の地位を承継することができる。

(適用の取消し等)

第11条 市長は、適用企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項に規定する適用を取り消し、及び第7条第2項に規定する決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 正当な理由によることなく新設の事業所を操業日から5年以内に著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (6) 奨励措置の適用を受ける要件を欠くこととなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めるとき。

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行において、適用企業に対し必要な報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(公害防止)

第13条 適用企業は、市長の指示に従い、公害防止に関し必要な措置を講

じなければならぬ。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。